

## 議会運営委員会行政調査報告から

### 【京都市】

#### 議会改革について

#### 1. 委員会中継について

##### (1) 議会中継の種類

- ・市会ホームページからのインターネット配信（委託業者による配信）
- ・市会 YouTube チャンネルによるインターネット配信（職員による配信）
- ・民間のテレビ放送（KBS 京都テレビ）による生中継

	市会ホームページ (本会議中継システム)	市会 YouTube	KBS 京都テレビ
本会議（代表質問・質疑）	ライブ 録画（3営業日目）	ライブ 録画（3営業日目）	生中継
本会議（上記以外）	ライブ 録画（3営業日目）	ライブ 録画（3営業日目）	—
予算・決算特別委員会 (総括質疑)	ライブ 録画（3営業日目）	ライブ 録画（3営業日目）	—
予算・決算特別委員会 (局別質疑), 常任委員会	※ライブ・録画とも YouTube のリンクを 掲載	ライブ 録画（翌営業日。 目次は3営業日目）	—

※録画配信日は目安を記載

(出典：京都市会説明資料から抜粋)

##### (2) 常任委員会のインターネット配信導入の経緯

市会改革推進委員会において、市会の情報をより早くタイムリーに幅広く発信し、市民に京都市会をより身近に感じてもらえる取組「開かれた市会」について言及があり、その中で平成24年度に常任委員会のインターネット配信の実施について議論された。

平成25年6月 試行実施の後、経費がかからない U s t r e a m での配信決定

11月 ライブ、録画の本格配信開始

平成26年11月 録画配信について、U s t r e a m の映像の保存期間が無制限から30日に変更されたため Y o u T u b e に変更

平成30年4月 ライブ配信について、U s t r e a m 配信用ソフトの突然のサポート終了を受け Y o u T u b e に変更

※ 予算・決算特別委員会（総括質疑）のインターネット中継・録画放映は、平成17年9月から市会ホームページで公開している。

※ スマートフォンやタブレットでの視聴については、常任委員会及び予算・決算特別委員会（局別質疑）は平成25年11月のインターネット中継・録画放映開始から、予算・決算特別委員会（総括質疑）は平成27年9月から視聴できるようにしている。

(参考) 常任委員会における録画配信画面 (出典：京都市会HPから抜粋)

○ 総務消防委員会 録画配信

開催日	録画番号	主な内容
令和5年7月18日	[1]行財政局、総合企画局 [2]総合企画局、消防局	主な審議内容及び質問議員等
令和5年7月4日	[1]選挙管理委員会事務局、総合企画局 [2]行財政局、消防局	主な審議内容及び質問議員等
令和5年6月19日	[1]行財政局、総合企画局 [2]人事委員会事務局、消防局	主な審議内容及び質問議員等
	[1]行財政局、総合企画局	

○ 主な審議内容及び質問議員等ページ

開催日等	主な内容	録画番号
7月18日 (第7回) 委員会	<b>行財政局関係</b> 1 一般質問 (発言順)橋村芳和議員(自)、こうち大輔議員(維)、加藤あい議員(共)、増成竜治議員(公)、吉田孝雄議員(公)、加藤あい議員(共)、平山たかお議員(自)、おんづか功議員(維)	[1]
	<b>総合企画局関係</b> 1 一般質問 (発言順)下村あきら議員(自)	
	山田こうじ議員(共)、吉田孝雄議員(公)、赤阪仁議員(共)	
	<b>消防局関係</b> 1 一般質問	[2]

○ 録画配信画面



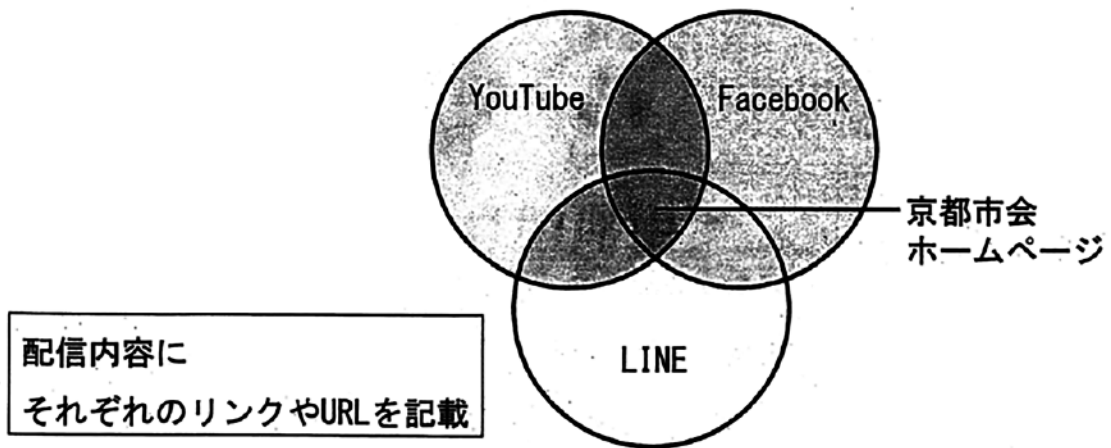
## 2. SNSの活用について

### (1) SNSの種類

- ・ Y o u T u b e ：平成26年11月から活用
- ・ F a c e b o o k：平成28年3月から活用
- ・ L I N E（京都市公式アカウントからの投稿）：令和4年5月から活用

### ホームページとSNSの戦略イメージ

（出典：京都市会説明資料から抜粋）



### (2) 事業の概要


- ① Y o u T u b e チャンネル登録者数：675人（R5.7.11現在）
  - ライブ配信（京都市会 Y o u T u b e チャンネル+3アカウント）
    - ・ 常任委員会， 予算・決算特別委員会（局別質疑）
    - ・ R5.5～試行実施：本会議， 予算・決算特別委員会（総括質疑）
  - ※従前は， 委託業者による配信のみ
  - 録画配信（京都市会 Y o u T u b e チャンネルのみ）
    - ・ 本会議， 予算・決算特別委員会（総括質疑）
    - ・ 常任委員会， 予算・決算特別委員会（局別質疑）
    - ・ その他（議長記者会見， 議員研修など）
- ② F a c e b o o k フォロワー数：855人（R5.7.11現在）
  - 配信内容
    - ・ 本会議や委員会の開催予定， 録画配信の開始
    - ・ 常任委員会の現地視察及び他都市調査の報告
    - ・ 正副議長の活動
    - ・ 議会広報紙（市会だより）の発行
    - ・ その他（親子ふれあい議場見学会などのイベント情報， 図書・情報室の特集コーナー）

③ LINE（京都市公式アカウント） 友だち登録者数：約20万人（R5.6.30現在）

○配信内容

- 京都市LINE公式アカウントに配信を依頼し、配信
- ・各集中審議期間（5月，9月，11月，2月）の日程
- ・各集中審議期間に3回ずつ（計12回）  
（議案発送，代表質問・質疑，最終本会議）

（参考）京都市会Facebook画面（出典：京都市会Facebookから抜粋）



**京都市会**  
5月25日

☆市政を問う！～5月26日は本会議 代表質問を行います～☆


5月26日（金）は、市会議員が各会派を代表して市政一般について質問等を行います！  
代表質問は、KBS京都テレビで生中継を行うほか、インターネットでも動画を生配信します！  
ぜひご覧ください。

インターネット議会中継はこちらから↓  
<https://www2.city.kyoto.lg.jp/shikai/chukei/index.html>

質問項目一覧は市会ホームページトップの「本会議・委員会の開催予定」にアップします。  
<https://www2.city.kyoto.lg.jp/shikai/>

---

**5月開会市会  
代表質問**  
5月26日（金）  
午前10時～



京都市会マスコットキャラクター  
またさち

11名の議員が  
代表質問を行います！

橋村 芳和 議員	（自民党）
寺田 一博 議員	（自民党）
しまもと 京司 議員	（自民党）
中野 洋一 議員	（維・京・国）
久保田 正紀 議員	（維・京・国）
江村 理紗 議員	（維・京・国）
北川 みき 議員	（維・京・国）
北山 ただお 議員	（共産党）
山田 こうじ 議員	（共産党）
西山 信昌 議員	（公明党）
くまさわ 真昭 議員	（公明党）



**京都市会**  
7月10日 14:28

☆7月特別市会が終了しました（7月10日）☆

7月4日から開会した7月特別市会が、本日終了しました。  
本日の本会議では、市長から提出された、京都市中央卸売市場第一市場整備工事（関連施設等解体撤去等工事）請負契約の締結の議案について、森田守産業交通水道委員長からの報告を受けた後、原案のとおり可決しました。

7月特別市会の議案・審議結果一覧  
<https://www2.city.kyoto.lg.jp/shikai/honkaigi/R05/gian7.html>

次の9月市会は9月21日（木）から開催する予定ですので、引き続き京都市会にご注目ください。  
9月市会の日程（案）はこちらからご覧ください。  
<https://www2.city.kyoto.lg.jp/~/honkaigi/R05/nittei9.html>

---



### 3. 通年議会について

(1) 根拠法 地方自治法第102条第2項の規定に基づき、定例会を条例で年1回と定めている。

(2) 導入の背景等

① 議会の招集権に係る問題があった。

- 地方自治法上、定例会・臨時会を招集する権限は市長が持つ
- 全国市議会議長会の活動を通じて、積極的に国に法改正の要望

② 突発的事案への対応が求められた。

- 集中豪雨による都市型水害、地震等の頻発
- 災害に関する議案の審議等、議会としての迅速な対応

③ 閉会中の常任委員会の活動状況

- 平成14年度以降、閉会中においても月2回程度常任委員会を開会し、会期中の活動を含め、ほぼ1年中議会活動を行ってきた。

(3) 議論の経過

① 市会改革推進委員会（地方自治法第100条第12項に基づく協議・調整の場）

- 「弾力的な会期設定」をテーマに平成23年度から議論をスタート
- 議会運営、執行機関や市民との関係、議員活動の観点からの検討が進められた。
- 地方自治法改正（平成24年9月）による通年会期制の採用等を踏まえた検討が進められた。  
⇒市会改革推進委員会での議論を踏まえ、今後は市会運営委員会で議論する旨議長に報告

② 市会運営委員会（議運）

- 1会期制を実施することとした場合の具体的運用や課題・影響を検討
- 現行の4会期制の運用を引き継ぐことによる円滑な導入を基本的な考え方とする
- 課題の整理
  - ・会期の設定
  - ・集中審議期間（定例会に相当）の設定
  - ・一事不再議の取扱い
  - ・臨時審議期間（臨時会に相当）の設定と専決処分、上訴案件等の処理
  - ・請願及び陳情の受理・付託
  - ・審議期間外（閉会中に相当）における常任委員会の開会
  - ・市会説明員の本会議出席への配慮 等

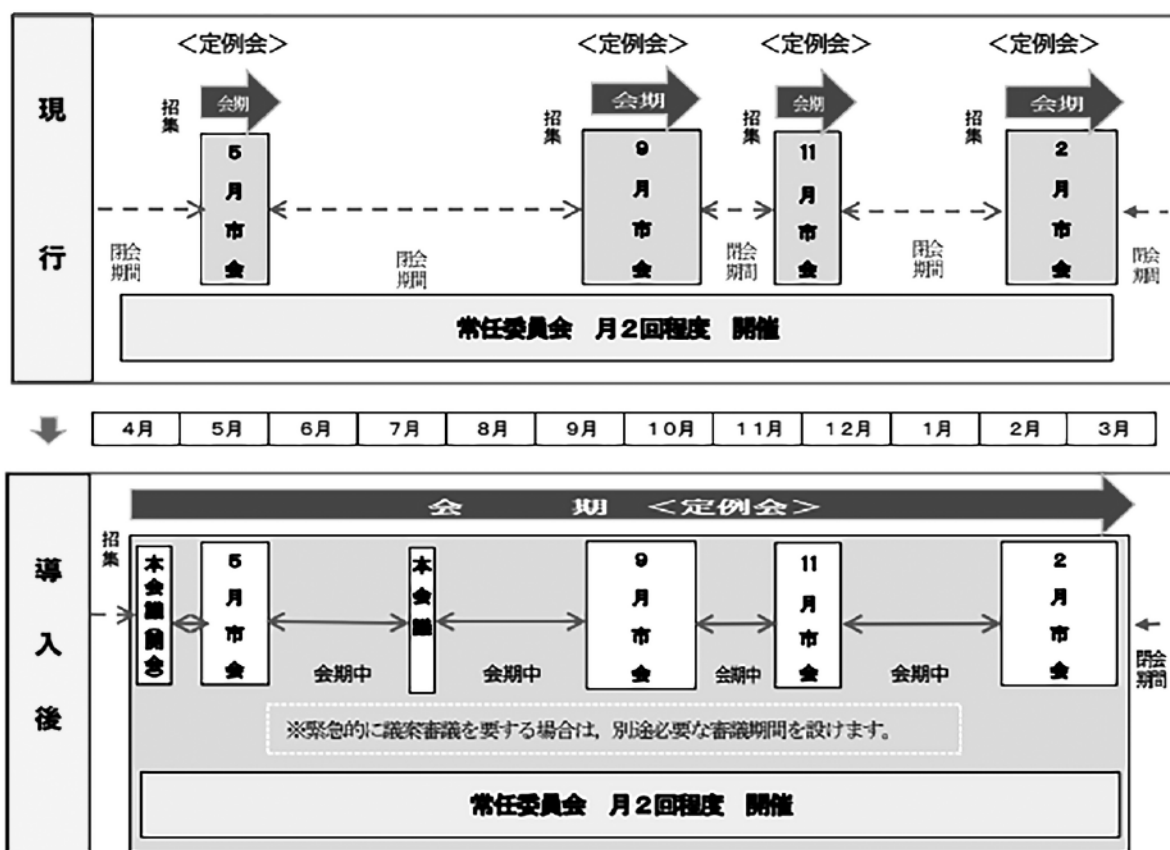
(4) 導入による効果等

市長の招集行為を年1回とし、会期をおおむね1年間とすることにより、おおむね次の効果が期待できる。

- 議会が自主的・自律的に活動できる期間が拡大する。
- 市政の重要課題や災害などの突発的課題に柔軟に対応できる。  
(定例会日数の増加に伴い、議案提出機会が拡大する。)
- 市長が専決処分していた事件（予算や条例）が議決を経て執行されるなど、議会の監視機能が高まる。
- 従前の4会期の時期に加え、7月にも本会議（7月特別市会）を開くことにより、請願等を速やかに委員会で審議できるようにする。



(5) 会期のイメージ（出典：京都市会説明資料から抜粋）



※ 常任委員会については、通年議会移行後も月2回程度開催するなど、引き続き活性化に努めていきます。

(6) 導入後の議会運営の変化や課題

- 1会期制は、従前の4会期制の運用を引き継ぐことを基本としていること、また、専決処分は従来から年度末以外の処分件数が少ないことから、会期日数や本会議・委員会開会数について数字上の大きな変化はない。
- しかし、7月特別市会の開会により請願等を早期に委員会に付託し審議に付したほか、平成26年7月特別市会においては工事請負契約等も議決し、早期執行・早期完成に寄与するなどの効果も見られた。
- 一方、訴訟事案など緊急を要する場合には、日程調整（及び長の議案提出）に課題が見られた。（訴訟事案の場合、当局が上訴するか分からないが、会議の予定日を事前に設定する必要があるため、議員のスケジュールを空けておく必要がある。）

[参考] 会期日数, 本会議・委員会開会数, 専決処分件数等 (年度比較)  
 (出典: 京都市会説明資料から抜粋)

【4会期制】		H25
会 期	会期中	102
	閉会中	263
臨時会		1
臨時会での付託請願等		2
本会議		20
委員会 (会期中)	常 任	39
	予 算	60
	決 算	24
委員会 (閉会中)	常 任	56
専決処分		1



【1会期制】		H26	H27	H28	H29	H30
会 期	審議期間中	119	94	99	108	101
	審議期間外	220	219	234	225	230
	閉会中	26	53	32	32	34
特別市会		2	1	1	1	1
特別市会での付託請願等		15	5	7	8	6
本会議		24	17	20	20	22
委員会 (審議期間中)	常 任	56	43	38	38	49
	予 算	55	48	51	52	58
	決 算	24	24	24	20	26
委員会 (審議期間外)	常 任	49	56	63	63	51
専決処分		4	1	0	0	1

※平成26年度の特別市会

- ・ 7月特別市会 (7/22 ~ 7/25: 4日間)  
 議案 (損害賠償議案) 提出による開会, 工事契約議案等議決
- ・ 12月特別市会 (12/26: 1日間)  
 議案 (控訴の提起) 提出による開会 12/17判決, 12/31控訴期限

※平成26年度の審議期間中の常任委員会

- ・ 損害賠償議案の追加提出等による開会数の増加

【相模原市】

議会改革について

1. 委員会中継について

(1) 導入目的等

・導入目的

議会活動を広く多くの市民へ公開することで、議会及び市政への関心・理解を深めてもらい、市民に分かりやすく開かれた議会を目指す。

・開始時期

平成24年3月定例会から中継開始

(参考：本会議 平成17年6月定例会から中継開始)

(2) 主な導入経過（出典：相模原市議会説明資料から抜粋）

年	月	内 容
H 21	10月	議会運営委員会（委員会におけるインターネット中継の導入を検討していくことが確認された）
H 22	6月	議会運営委員会（事業概要の説明）
H 23	5～6月	委員会室修繕設計委託
	8月	議会運営委員会（詳細な運用方法や日程の説明）
	9月	議会運営委員会（工期の説明）
	10～11月	委員会室修繕実施
	12月	各常任委員会で試験放映実施
H 24	3月	3月定例会から放映開始（常任委員会）
	9月	9月定例会から放映開始（決算特別委員会分科会）
H 26	7月	議会運営委員会（放映対象の拡大を検討していくことが確認された）
H 27	5月	放映開始（議会運営委員会）
	6月	放映開始（特別委員会）
H 28	12月	インターネット中継のマルチデバイス対応（スマートフォン、タブレットで閲覧可）

(3) 放映対象（出典：相模原市議会説明資料から抜粋）

放映対象	開始時期
常任委員会	平成24年3月
決算特別委員会分科会	平成24年9月
議会運営委員会	平成27年5月
特別委員会 ※決算特別委員会は除く	平成27年6月
予算特別委員会分科会 ※予算特別委員会は除く	令和2年2月 (委員会設置に併せて開始)



- (4) インターネット中継を行わない委員会
- ・正副委員長の互選及び委員派遣の議決のみを行う委員会
  - ・中間報告書の作成に関わる特別委員会
  - ・議会の人事案件に関わる議会運営委員会
  - ・議事運営等で急遽開催される議会運営委員会
  - ・当該委員会においてインターネット中継を行わないと決定した場合

- (5) 放映の種類
- ・ライブ中継
  - ・速報版（会議開催の翌営業日に公開）  
映像に編集を施していないもの
  - ・録画放映（会議開催から約1週間後に公開）  
発言者や内容ごとに映像の切り分け処理を行ったもの

(6) 設備の整備

① 導入経費

・設計委託	997千円
・委員会室修繕費	31,499千円
合 計	32,496千円

② 放映のために整備した場所

第1委員会室及び第2委員会室

③ 主な整備内容（既存機器含む）

- ・カメラ（委員用3台，理事者用1台）
- ・モニター（大型モニター1台，傍聴用モニター1台，卓上モニター1台，  
操作用モニター1台）
- ・マイク（卓上有線，ワイヤレス，天井マイク）
- ・スピーカー
- ・機器収納架（制御用パソコン，録音機器，インターネット中継配信用パソコン等）

(7) 運用経費（令和5年度予算）※委員会室分のみ

内 容	契約方法	契約期間	金 額
A S P 使用料（※1）	一者随意契約	1年	488千円
放映システム機器賃借料（※2）	〃	5年（長期継続契約）	422千円
放映システムデータ調整委託	〃	1年	697千円
委員会室保守点検委託（※3）	〃	1年	2,030千円
合 計			3,637千円

※1 A S Pとはアプリケーションサービスプロバイダの略でソフトのレンタル事業者を指す

※2 機器はエンコーダPC，ルータ，無停電電源装置等

※3 委員会室のカメラ，モニター等を年4回の定例会開会前に点検

(8) 委員会開会中の運営，操作等

- ① 発言がある委員は挙手をする⇒委員長から指名
- ② 指名後，発言者がマイクのボタンを押す⇒マイクON，カメラが発言者にズーム
- ③ 発言終了後，再度マイクのボタンを押す⇒マイクOFF，カメラが委員長にズーム
- ④ 再度発言がある場合は①～③を繰り返す

※マイクのボタンを押すとマイクとカメラが自動で動く

※委員のボタンの押し忘れ等があるため，マイクのON・OFFについて事務局の補助あり

(9) 視聴件数（出典：相模原市議会説明資料から抜粋）

年度	H 29	H 30	R 元	R 2	R 3	R 4
ライブ中継	38,035	44,509	63,963	78,692	63,762	49,759
録画放映	13,879	14,063	16,974	22,511	13,406	17,455

※視聴件数は本会議・委員会の合算

※令和元年度以降の視聴件数の増加は，コロナ禍により傍聴を控えて中継を視聴する方が増えたのではないかとのこと。

(10) 委員会中継のメリット等

- ・市民の方が傍聴に来る必要がない。
- ・ライブで確認できる。
- ・いつでも，何度でも見ることができる。
- ・他都市の委員会中継は固定カメラが多いが，相模原市議会は発言者のズームが特徴

(11) 課題

① 経年劣化に伴う修繕増

平成23年度に導入してから10年以上が経過

- ・現機種 of 廃番により修繕用部品の調達が困難
- ・後継機種等への更新に伴う対応

（例：Windows 7から10への更新で起動しなくなるケースもある。）

② 修繕計画等の作成

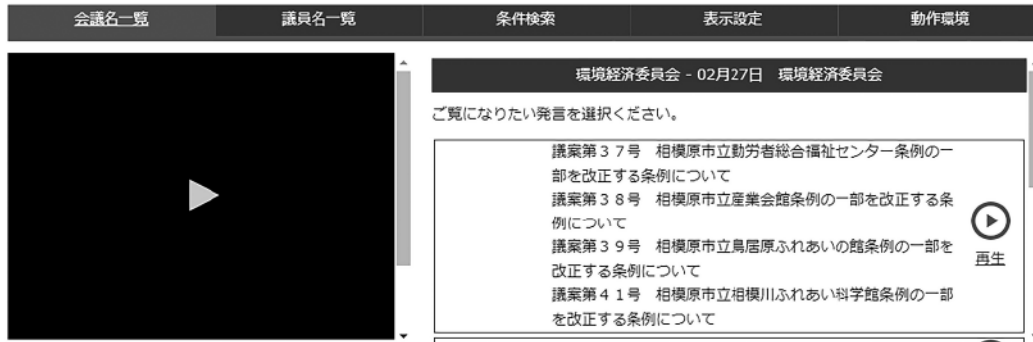
後継機種等に対応しているか検証するため，委託業者の協力が必要不可欠

③ 録画放映期間

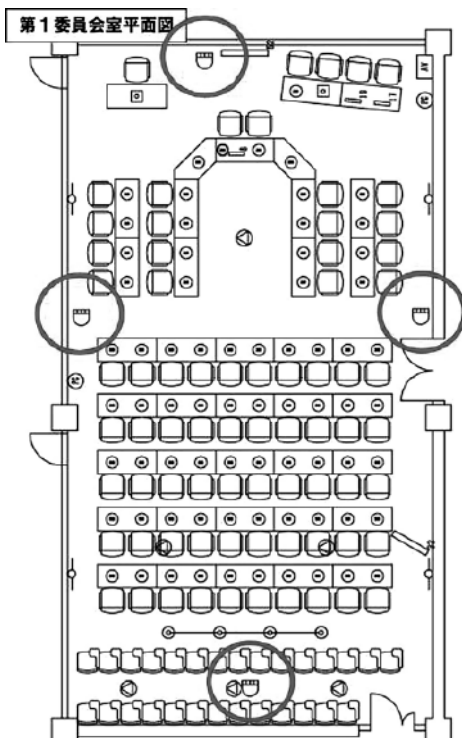
録画放映は，委託業者のサーバー容量の関係で過去5年分しか放映できない。

(12) 委員会録画放映画面（出典：相模原市議会HPから抜粋）

相模原市議会 議会中継



(13) 委員会室のレイアウト（出典：相模原市議会説明資料から抜粋）



AV設備 凡例

記号	名称
AY	機器収納架
⊙	天井スピーカー
○	ワイヤレスアンテナ
52	52型液晶モニター（天吊）
32	32型液晶モニター（天吊）
19	19型液晶タッチパネル
17	17型液晶モニター
8.4	8.4型液晶モニター
⊙	マスターターミナルユニット
⊙	メンバーターミナルユニット
⊙	ドーム型コンピネーションカメラ
Ⓜ	PCコンセント
⊙	速記席録音端子（既設使用）

## 2. SNSの活用について

### (1) 開始時期等

#### ① 開始時期

・ F a c e b o o k 平成26年1月14日

・ I n s t a g r a m 令和2年11月1日

※市議会ホームページの開設（市ホームページから独立）のタイミングで、市議会 F a c e b o o k の運用を開始

#### ② 運用

・市議会 F a c e b o o k 開設時のターゲットは中年層（35～64歳）を意識



・日常的な運用は議会局の職員が担当（議員が投稿することはない）

・投稿の都度、所属で記事や写真の内容について決裁の上、掲載

・広報（情報発信）としての使用に限定

・ F a c e b o o k ・ I n s t a g r a m とともに M e t a 社のブランドのため、1回で同時に投稿できる。

### (2) 掲載内容の範囲（出典：相模原市議会説明資料から抜粋）

	項目	掲載内容	
1	本会議等の予定	市議会の日程等を案内 ※代表質問や一般質問の案内の場合、 質問者の顔写真を掲載 ※委員会開催の案内の場合、 委員会メンバーの顔写真を掲載	(委員会の場合の例) 
2	本会議等の結果	議会中継（録画）を案内 ※本会議や委員会の様子の写真を掲載 	
3	正副議長の公務	正副議長の活動についてお知らせ ※（例）面会の様子、協議会等への参加の様子の写真を掲載	
4	市議会だより	市議会だよりの発行等についてお知らせ ※発行日当日のお知らせだけでなく、市議会だよりの編集等を 協議する会議（広報会議）の様子の発信	
5	視察	行政視察についてお知らせ ※視察の様子の写真を掲載	
6	その他	議会での取組などについてお知らせ	

### (3) 課題

・ SNS を活用した取組が市民にどれだけ伝わっているか見えにくい。

・ 議会 SNS で伝える内容は、どうしても本会議や委員会に関することが中心になり、そのほかにどのような内容が考えられるのか今後も検討が必要

(4) 相模原市議会 SNS におけるフォロワーの現状（令和5年1月時点）

SNS	フォロワー数	男女比	多い年齢層	投稿を見ている人数 (直近1か月)
Facebook	2,545人	男性8割 女性2割	45～64歳	1,300人程度
Instagram	304人	男性7割 女性3割	35～54歳	200人程度

(5) SNSの特性（適当な情報・内容と主なユーザー属性）

【参考】相模原市総合メディア戦略推進課「SNSの活性化に向けた方針（R5.6）」より抜粋

	Twitter	Instagram	Facebook	LINE	YouTube
適当な情報・ 内容	短文で伝わる 内容	視覚的効果を使 った発信	長文で伝えたい 内容	日常生活に関わ る重要な内容	動画を使って視 覚や聴覚に訴え る発信
主なユーザー 属性	20代	10～20代 女性	30～40代	全世代	全世代

（出典：相模原市議会説明資料から抜粋）

（参考）相模原市議会 Facebook 画面（出典：相模原市議会 Facebook から抜粋）

相模原市議会議会局  
7月21日 17:00

【鹿児島市議会様による視察】  
7月20日、鹿児島市議会議会運営委員会の皆様が「議会改革・議会運営」についての視察のため、来庁されました。  
お越しいただき、誠にありがとうございました。

○相模原市議会公式Instagram  
<https://www.instagram.com/s.gikaikyoku/>  
○相模原市議会公式フェイスブック  
<https://www.facebook.com/s.gikaikyoku/>

相模原市議会議会局  
1日

【新たなまちづくりに関する特別委員会の開催結果について】  
8月9日（水）に新たなまちづくりに関する特別委員会が開催され、リニア中央新幹線神奈川駅設置に伴う橋本駅及び相模原駅周辺など、未来志向のまちづくりと経済政策に関する調査研究について、担当部局から提出された資料をもとに説明を受け、協議しました。詳しくは議会中継をご覧ください。

○相模原市議会 議会中継：  
<https://smart.discussvision.net/.../Web.../rd/speech.html...>  
○相模原市議会公式Instagram  
<https://www.instagram.com/s.gikaikyoku/>  
○相模原市議会公式フェイスブック  
<https://www.facebook.com/s.gikaikyoku/>



### 3. 通年議会について

(1) 根拠法 地方自治法第102条第2項の規定に基づき、定例会を条例で年1回と定めている。

#### (2) 実施概要

##### ① 趣旨

議会機能の強化，議会の活性化，市民意見の公聴機能の向上，緊急時における議会対応，専決事項への対応及び機動性のある常任委員会の開催を図る。

##### ② 実施方法

従来は3月，6月，9月，12月定例会の日程・議事の流れを踏襲しつつ，年間を通じて会議を開くことができることとしている。

##### ③ 定例会の回数及び会期

- ・定例会の回数は毎年1回とする。ただし，議員の任期満了及び議会の解散による一般選挙が行われる年はこの限りではない。
- ・会期はこれまで「毎年1月中の招集された日から同年12月の末日までの間で定める」としていたが，令和5年1月の議会運営委員会において開会及び閉会時期の見直しが行われ，現在は毎年5月に招集することとしている。  
※議会改革検討会において，市民に分かりやすいよう会期を年度に合わせることとなり，改選もあったことから5月招集に変更となった。

##### ④ 会議の種類と名称

- ・開 会 会 議：市長の定例会の招集により開く会議（会期の決定を行う。）
- ・〇〇月定例会議：2月，5月，8月，11月に定例的に開く会議  
それぞれを3月，6月，9月，12月定例会議としている。
- ・第〇回臨時会議：上記を除き，臨時に開かれる会議

##### ⑤ 定例会議の開催

議長により定例的に再開される。議会の再開公告は，本会議第1日の7日前（前の週の应当曜日）までに行われる。再開公告日の翌日に開催される議会運営委員会において，当該定例会議の予定案を協議・確認している。また次の定例会議予定日を伝え，併せて会議日程についても内定している。

##### ⑥ 臨時会議の開催

議長は，必要があると認めるときは会議を再開することができる。

臨時会議の開催の請求については次のとおりとしている。

- ・議員定数の4分の1以上の者は，議長に対し会議に付議すべき事件を示して会議の再開を請求することができる。
- ・市長は，議長に対し会議に付すべき事件を示して会議の再開を請求することができる。
- ・前2項の規定による請求があったときは，議長は当該請求のあった日から20日以内（休日を含む）に会議を開かなければならない。
- ・臨時会議開催前6日以内に開催される議会運営委員会において，臨時会議の予定案を協議・確認する。



(3) 議会運営上の取扱い

① 一事不再議の取扱い（会議規則の改正）

今までの「会期」と同様に「会議」を異なる審議期間とし、同一会議中は議会で議決された事件は提出できないこととしている。

② 請願・陳情の取扱い（議事運営に関する主な慣例の改正）※導入前と運用上の変更なし

今までと同様に定例会議第1日前日までに受理したものは、定例会議2日目または3日目に上程して委員会に付託し、定例会議第1日以降に受理したものは、定例会議最終日の本会議に上程し、次の定例会議へ付託している。（3月以外は継続審査とする必要がない。）

③ 委任専決事項の指定について ※導入前に専決事項として認めていたものはそのままとしている。

地方自治法第180条第1項の規定により次の事項は市長において専決処分することができる。

- ・ 工事請負契約について、議決契約金額の1割以内の変更契約（契約変更額が、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に定める額未満のものに限る。）を締結すること。
- ・ 法律上、市の義務に属する損害賠償の額の決定で、当該決定に係る額が1,000,000円以下（交通事故に係るもので、自動車損害賠償保障法の適用を受けるものにあつては、同法に規定する当該保険金額の最高額の範囲内）のもの
- ・ 目的物の価額が1,000,000円以下（相模原市債権の管理に関する条例第2条第3号に規定する非強制徴収債権について履行を請求する場合にあつては、5,000,000円以下）の事件について、訴えの提起、和解及び調停を行うこと（次項に規定するものを除く）
- ・ 市営住宅に係る家賃若しくは駐車場の使用料の支払又は市営住宅若しくは市営住宅の駐車場の明渡しに係る訴えの提起、和解及び調停を行うこと。※令和3年3月24日に追加
- ・ 住居表示又は土地区画整理事業の実施に伴い、公の施設及び機関の位置の表示の変更に係る条例の改正を行うこと。
- ・ 法令の改正又は廃止に伴い、条例中の当該法令の題名、条項又は用語を引用する規定を整理する場合で、必然的に改正を要し、独自の判断をする余地がないときに限り、当該条例の改正を行うこと。

④ 発言の取消し又は訂正（会議規則の改正）

同一会議中に限り、議会の許可を得て発言を取り消しまたは議長の許可を得て発言の訂正をすることができることとしている。

⑤ 議案の送付（議事運営に関する主な慣例の改正）

市長から提出される議案は、定例会議及び臨時会議のための議会運営委員会開催日に議員に配付する。何らかの事情で後日送付される議案は、その議案が審議される日の原則3日前までには配付している。

⑥ 委員の選任、辞任の取扱い（委員会条例の改正）

今までの「閉会中」と同様に「休会中」も常任委員及び議会運営委員の任期満了に伴う選任を除き、議長が指名により常任委員、議会運営委員、特別委員の選任および常任委員会の所属の変更ができることとする。また、議会運営委員及び特別委員が「休会中」に辞任しようとするときも、議長の許可で辞任できることとしている。

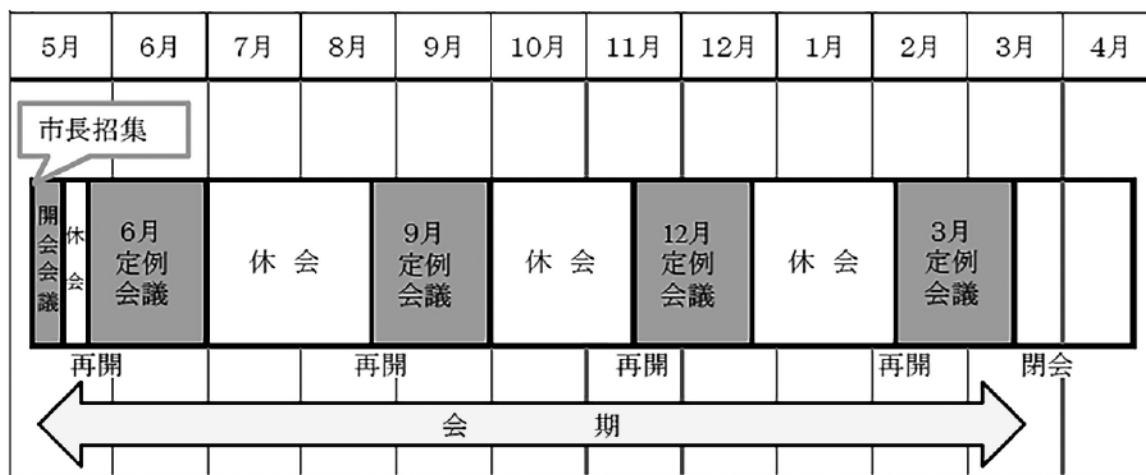
⑦ 会議録の作成

今までと同様に定例会議の採決日を区切りとして年に4回調整し作成している。

(臨時会議があった時は、次の定例会議と一緒に作成する)

(4) 一会期制のイメージ (出典：相模原市議会説明資料から抜粋)

※ 3月定例会議の最終日が閉会の場合



(5) 一会期制を導入した成果と課題

① 成果

○会期中は議長の権限で本会議を再開でき、機動性のある議会運営が可能になった。

・臨時会議の開催実績

平成 26 年定例会第 1 回臨時会議：地方税法の改正

平成 28 年定例会第 1 回臨時会議：国民生活センター地方移転に関わる意見書の議決

平成 30 年定例会第 1 回臨時会議：地方税法の改正他 3 議案 (※)

平成 31 年定例会第 1 回臨時会議：指定管理者の指定

令和 2 年以降はコロナ対策の補正案件等のため臨時会議の開催が増加

(令和 2 年：4 回，令和 3 年：4 回，令和 4 年：2 回)

※通常，条例改正議案の提出については国の改正法の公布後に行うが，年度末の法改正については臨時会議の開催日までいとまがなく，議員が十分な審議を行うための時間を確保できないことから，改正法の可決・成立をもって議案の提出ができるものとした。

「議事運営に関する主な慣例について (申合せ)」中，項目「議案の送付について」に定める際の議運での協議結果及び申合せ事項 ※下線部分が申合せ事項

公布は，成立した法を一般に周知させる目的であり，改正法は両議院での可決をもって成立し，立法者の意思として引用する法は明らかであることから，年度末の法改正に基づく条例の改正で，かつ，施行期日が翌年度当初と限定されている場合には，十分な審議の時間を確保する観点から，改正法の可決・成立をもって議案の提出 (法律番号は空欄) ができるものとし，市議会を開催する。ただし，その都度，議運において確認する。

○3月中旬から4月の閉会中を除き，地方自治法第179条に基づく専決処分の承認がなくなった。

・今までいとまがないということで市長専決が行われていた議案に対して，議会で審議し議決することにより議会機能の強化・活性化につながった。

○閉会中ではなく、休会中なのでいつでも常任委員会が開催できる。

・喫緊の行政課題に対して所管事務等の調査を議決し、委員会を開催して調査することができるようになった。

※ただし、現在まで休会中の委員会開催の実績はない。

② 課題

○行政視察や政務調査活動等に専念できる期間の確保が必要である。

○一会期制のさらなる検証が必要である。

○年度末の条例改正への対応が必要である。

○臨時会議の出席理事者については、そのつど議運において確認することとした。